



平成 23 年 3 月 9 日

各 位

大阪 市 中 央 区 城 見 一 丁 目 2 番 27 号
会 社 名 株 式 会 社 プ レ サ ン ス コ ー ポ レ ー シ ョ ン
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 山 岸 忍
(コ ー ド 番 号 : 3254 東 証 第 二 部)
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 管 理 部 長 土 井 豊
電 話 番 号 06-4793-1650

株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成23年3月9日開催の取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

当社株式の投資単位あたりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的とするものであります。

また、平成19年11月27日に単元株式数（売買単位）を100株に統一することを目的として全国証券取引所が公表いたしました「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、100株を1単元とする単元株制度を採用いたします。

なお、この株式の分割及び単元株制度の採用により、投資単位は実質的に2分の1になります。

2. 株式の分割の概要

(1) 分割の方法

平成23年3月31日（木曜日）を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき200株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

平成23年3月31日最終の発行済株式総数に199を乗じた株式数といたします。平成23年3月9日現在の発行済株式総数を基準にして試算すると、次の通りになります。

① 株式分割前の発行済株式総数	74,425株
② 今回の分割により増加する株式数	14,810,575株
③ 株式分割後の発行済株式総数	14,885,000株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	48,000,000株

(注) 上記発行済株式総数は、新株予約権の行使により増加する可能性があります。

(3) 分割の日程

- | | |
|-----------|-----------------|
| ① 基準日 公告日 | 平成23年3月15日（火曜日） |
| ② 基準日 | 平成23年3月31日（木曜日） |
| ③ 効力発生日 | 平成23年4月1日（金曜日） |

(4) その他

- ① 今回の株式の分割に際して、当社の資本金の額の増加はありません。
なお、平成23年3月9日現在の資本金は、1,164,352,000円であります。
- ② 今回の株式の分割は、平成23年4月1日を効力発生日としておりますので、平成23年3月期の期末配当及び株主優待につきましては、株式の分割前の株式数を基準に実施いたします。

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

上記「2. 株式の分割の概要」に記した株式の分割の効力発生を条件として、平成23年4月1日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成23年4月1日（金曜日）

※ 平成23年3月29日（火曜日）をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位は1株から100株に変更されます。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記「2. 株式の分割の概要」及び「3. 単元株制度の採用」に伴い、会社法第184条第2項並びに第191条の規定に基づく取締役会決議により、平成23年4月1日付をもって当社定款の一部を変更いたします。

- ① 株式の分割の割合を勘案し、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第6条を変更いたします。
- ② 株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第7条を新設いたします。
- ③ 現行定款第7条以下の条数を各1条繰り下げいたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>240,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>48,000,000株</u> とする。
(新設)	(<u>単元株式数</u>) 第7条 当社の単元株式数は、100株とす <u>る。</u>
第7条～第27条 (条文省略)	第8条～第28条 (現行通り)

(3) 日程

効力発生日

平成23年4月1日

以 上